

第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋) 開催プロモーション業務委託 (2022 年度) 基本仕様書

1 業務名

第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)開催プロモーション業務委託 (2022 年度)

2 業務のコンセプト等

(1) 背景

第 20 回アジア競技大会 (2026/愛知・名古屋) (以下「2026 大会」という。) のプロモーションについては、2016 年の開催決定後、2019 年 10 月の大会スローガン、2020 年 3 月の大会エンブレムの決定等の機会を捉え、広報事業を展開し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に次ぐ大型国際スポーツ大会として、その存在を強くアピールしてきた。

今年度については、当初、杭州大会と連携したプロモーションを企図していたが、中国本土の新型コロナ感染拡大により大会が延期 (延期後の会期は 2023 年 9 月 23 日から 10 月 8 日まで) となった結果、現時点でこれらの展開は白紙の状態にあり、これまで構築してきた 2026 大会への認知や理解の低下が懸念される。

(2) コンセプト

大会情報・エンブレム等の発表から数年が経過し、従来実施してきたこれらの認知や紹介を中心としたプロモーションでは新規性低下や慢性化が懸念されるほか、杭州大会の延期により話題が枯渇することも想定される。

そのため、先の東京オリンピック・パラリンピック競技大会でも採用された『エンゲージメント』をコンセプトに、大会ブランドの向上や魅力創出に向けた表現展開を実施する。

『エンゲージメント』

一方的な大会情報の告知や認知を図る活動ではなく、大会への「親和性」「共感性」を訴求し、「参画性」(大会を観戦する、イベントに参加する、スポーツがしたくなる、大会に関わりたい、一緒になって盛り上げたい等) のマインドを醸成して、好意・好感を高める手法。

2012 年のロンドンオリンピック・パラリンピック大会でも採用されており、現在オンラインマーケットで顕在化している DX (デジタルトランスフォーメーション) や CRM (カスタマーリレーションマーケティング) 活動の根幹となる広報、広告の考え方となっているもの。

(3) 訴求対象者

年齢、性別、職業等で対象をカテゴリーするのではなく、子供から大人まで、スポーツに関心のある方からそうでない方まで多角的に、2026 大会に対する「親和性」「共感性」「参画性」のマインドを高め、「参加したい」「関りたい」「何か行動したい」となる意識付けを醸成する。

(4) 具体的な広告表現の方向性

多角的にアプローチするため、広告表現は複数の方向性を検討する。

・「大会に関与することで得られる効果と期待感の醸成 (魅力ある大会)」

- ・「既に大会運営に参加している人からの呼び掛け（一緒に参加しよう）」
 - ・「2026 大会を開催することで得られる新しい発見（もっと楽しい日常になる）」
- など、新しい大会ブランドイメージの創出となる広告表現を制作物の特性に合わせて検討すること。

3 業務内容

「2 業務のコンセプト等」に沿って、次の業務を実施すること。

(1) ポスターの制作

開催4年前のタイミングを捉えて、2026 大会に関与することで得られる期待感や高揚感（楽しそう、待ち遠しい、ワクワクする等）を強くイメージさせるインパクトのある広告表現を使ったポスター（版下）を制作する。

① 規 格

- ・サイズ：B2判及びB1判
- ・印刷色：片面 4c（大会エンブレム使用色にデザイン指定有）

② 内 容

- ・ 事業のコンセプトである『エンゲージメント』を意識しながら、期待感や高揚感を訴求するものを提案すること。
- ・ 大会エンブレム、競技名称・日程等は必ず記載する必要があるが、メインの告知要素である必要はない。また、競技シーンやアスリートの露出については、必ずしも必須要件ではない。

③ 作成に係る留意事項

- ・ 文字の字体、色については、背景とのコントラストや字の太さに注意するなど、誰にでも読みやすいよう配慮すること。
- ・ デザイン作成に必要な画像等の素材は、組織委員会が準備するものを除き、受注者において用意すること。
- ・ イラストや写真等で人物を登場させる場合は、ダイバーシティの視点にも留意すること。
- ・ 大会エンブレム・大会スローガン等の大会の知的財産については、組織委員会が提供するスタイルガイドに基づき適正な使用を行うこと。
- ・ アンブッシュマーケティングに該当する内容は盛り込まないこと。
- ・ 契約後、組織委員会とデザインの見直しなど諸調整を行うこととし、組織委員会の最終承認をもってデザインを確定させること。

④ 納 品

ア 納品物

以下のデータを格納した電磁記憶媒体 2点
(Illustrator、PDF、JPEG)

イ 納期

2022年9月22日（木）まで

ウ 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
(愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階)

(2) 「大会通信 Vol.04」の制作

大型国際スポーツ大会である 2026 大会の魅力や紹介に加えて、スポーツに限らず大会の開催によって体験することが可能な“アジア”の魅力等、多角的な情報によって、読者の大会への『エンゲージメント』を高めるため「大会通信 Vol.04」(版下)を制作する。

① 規格

項目	要件
サイズ	A4判縦二ツ折右開き(縦29.7cm、横10.5cm)
ページ数	8ページ(表紙、裏表紙を含む)
綴じ方	中綴じ(2か所どめ)
印刷	4/4c

② 構成・内容

全8ページの構成は下記のとおりとし、以下ア～エの点に留意しながら、デザインや内容について企画提案すること。

ア 表紙(1ページ)

- ・ タイトルは、主題「ASIAN GAMES NEWS」、副題「第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)大会通信」とし、大会エンブレム及び大会スローガンを使用すること。
- ・ スポーツに関心のある方からそうでない方まで、多角的に関心を惹く、記事内容に即した魅力的な表紙デザインを作成すること。

イ 企画コーナー(4ページ)

- ・ 既に大会参加を実践している人物(組織委員会、県・市担当課、競技連盟、競技予定会場の職員やアスリート等)やこれから関与したいと思っている地域の県民・市民を効果的に露出し、読者の大会参加への動機付けとなるような企画を提案すること。
- ・ 2026大会に興味をもち、関わっていきたい、と思わせるような魅力的かつ『エンゲージメント』を向上させる企画を提案すること。
- ・ 写真を多用した目を惹くデザインにより、幅広い世代に、広く2026大会を訴えるものとなっていること。

ウ 情報コーナー(2ページ)

- ・ 組織委員会より提供する資料、写真データ等を元に、効果的なレイアウト、キャッチコピーなどを配し、2026大会に関する記事を掲載すること。

エ 裏表紙(1ページ)

- ・ 問合せ先、SNSアカウントへの誘導の他、スポーツくじのロゴを掲載すること。
- ・ 上記に加えて、当該広報誌を手にした際に、持ち帰りたくなるような魅力的な企画を併せて掲載すること。

③ 作成に係る留意事項

- ・ デザイン・色調は、既に発行済みのvol.01～03やエンブレムカラーとの統一性も考慮し、2026大会の広報誌であることを分かりやすく表現すること。
- ・ 文字の字体、色については、背景とのコントラストや字の太さに注意するなど、誰にでも読みやすいよう配慮すること。

- ・ 文字サイズは8ポイント以上の使用を原則とする。(ただし、注意書きについては読みやすい範囲で8ポイント未満でもよい。)
- ・ デザイン作成に必要な画像等の素材は、組織委員会が準備するものを除き、受注者において用意すること。
- ・ イラストや写真等で人物を登場させる場合は、ダイバーシティの視点にも留意しながら盛り込むこと。
- ・ 大会エンブレム・大会スローガン等の大会の知的財産については、組織委員会が提供するスタイルガイドに基づき適正な使用を行うこと。
- ・ アンブッシュマーケティングに該当する内容は盛り込まないこと。
- ・ 契約後、組織委員会と原稿の見直しなど諸調整を行うこととし、組織委員会の最終承認をもってデザインを確定させること。

④ 納品

ア 納品物

以下のデータを格納した電磁記憶媒体 2点
(Illustrator、PDF、JPEG)

イ 納期

2022年11月16日(水)まで

ウ 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
(愛知県名古屋市中区三の丸三丁目2番1号 愛知県東大手庁舎4階)

(3) SNSによる展開

公式SNS(Facebook・Instagram・Twitter)を使用し、2026大会に対する参画性のマインド(「一緒に楽しみたい」、「参加してみたい」)を閲覧者に強く印象付ける内容を企画・配信すること。

① 実施計画及び内容

- ・ 大会への『エンゲージメント』を高める企画を検討し、効果的な配信回数やスケジュールなどを含めた実施計画を示すこと。
- ・ 既に大会参加を実践している人物(組織委員会、県・市担当課、競技連盟、競技予定会場の職員やアスリート等)やこれから関与したいと思っている地域の県民・市民を効果的に露出し、閲覧者の大会参加への動機付けとなるような企画を提案すること。
- ・ 本業務委託に係る他の業務との連動についても考慮すること。

② 実施期間

2022年10月から2023年3月まで

③ 実施に係る留意事項

- ・ 配信に必要な画像等の素材は、組織委員会が準備するものを除き、必要に応じて受注者において用意・購入すること。
- ・ イラストや写真等で人物を登場させる場合は、ダイバーシティの視点にも留意すること。
- ・ 大会エンブレム・大会スローガン等の大会の知的財産については、組織委員会が

提供するスタイルガイドに基づき適正な使用を行うこと。

- ・ 配信に係る言語は日本語とすること。
- ・ アンブッシュマーケティングに該当する内容は盛り込まないこと。
- ・ 契約締結後、提案内容を元に組織委員会と打合せを行い、配信内容の方針・計画を確定し、2022年10月から配信を開始すること。個々の配信に際しても、事前に組織委員会との間で、内容の確認などの調整を行うこととし、組織委員会の承認をもって配信を行うこと。
- ・ 受託者の他、組織委員会も配信を行う場合がある点に留意すること。
- ・ 配信内容について、組織委員会の公式ウェブサイトのコンテンツと連動させる場合がある点に留意すること。

【参考】2026 大会公式 SNS アカウント

媒体名	アカウント	QR コード
Twitter	@AsianGames_2026	
Instagram	@asiangames_2026	
Facebook	@AsianGames2026AichiNagoya	

(4) 『エンゲージメント』をコンセプトとしたプロモーションの実施（自由提案）

『エンゲージメント』をコンセプトとした大会プロモーションを企画提案し、実施すること。

① 実施内容

- ・ プロモーションを実施するのに効果的な媒体や場所等を検討し、実施可能な企画を提案すること。
- ・ プロモーションの内容は、メディア効果が大きくなるような話題性のある内容を企図したものとする。
- ・ 実施時期は、2022年10月末日までに実施可能なものであること。

② 実施に係る留意事項

- ・ 企画提案に係る必要な関係機関との連絡調整及び申請等の手続き、設営・撤去、演出・進行など、実施に際し必要となる一連の業務を受託者において実施すること。
- ・ 企画提案の実施に際し、会場借上料や設営・運営・撤去に係る費用、出演者に対する謝金、事故等に備えた保険などの費用が掛かる場合はその費用を見込み、経費として示すこと。
- ・ 企画提案の実施に当たって支障のない人員を計画的に配置すること。
- ・ 実施にあたっては、人員計画やスケジュールのほか、企画提案内容に応じて図面や進行要領、緊急時の対応などを記したマニュアルを作成し、展開すること。
- ・ 企画提案の内容に応じて、新型コロナウイルス感染症拡大防止にも十分に配慮したものとする。

すること。

4 業務の実施期間

契約締結の日から 2023 年 3 月 27 日(月)まで

5 業務の完了

「3 業務内容」に掲げる業務終了後、報告書の提出をもって業務完了とみなす。

(1) 納品物

- ・ 報告書（A4 紙出力） 4 部
- ・ 報告書に係る PDF データを格納した電磁記憶媒体 2 点

(2) 納期

2023 年 3 月 27 日（月）

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会
（愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 愛知県東大手庁舎 4 階）

6 その他の留意事項

(1) 資料の貸与等

- ・ 組織委員会は、業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ・ 受託者は、貸与された資料を管理し、その使用を終えたときは速やかにこれを組織委員会に返却しなければならない。
- ・ 大会に係る知的財産のうち、組織委員会から受託者に貸与するものとしては、大会名称、大会スローガン及び大会エンブレムのみとし、これ以外の画像等については受託者の責によって調達・借用等の手続きを行うこととする。
- ・ 業務の実施にあたっては、組織委員会が保有する既存の広報制作物を使用することも可能であること。
- ・ 組織委員会は、受託者が本業務を履行するにあたり、業務に必要とされる知識を付与し、受託者の求めに応じて必要な事項を説明しなければならない。また、受託者は組織委員会から依頼があった場合は、組織委員会の指定する職員に対し委託業務を履行するために必要な知識の付与を行わなければならない。

(2) 業務の進捗状況の報告等

- ・ 受託者は、本業務について進捗を常に把握し、対応窓口となる担当者を 1 名必ず置くこととし、本業務の進捗状況について、定期的に組織委員会に報告するものとする。
- ・ 受託後、業務開始に合わせて必ず打合せを実施することとし、その後も個別業務の実施に合わせて適宜打合せの場を設け、組織委員会の承認を得てから業務を実施すること。なお、打合せの際は、業務の実施スケジュールを提示すること。

(3) プロモーションにおける注意点

- ・ 今後のマーケティング活動に影響を及ぼさないよう、プロモーションの実施に当たっては民間企業の情報等と併せて掲載されることがないように、出演者の着用する衣服や背景などに、企業の広告物が映り込まないように配慮すること。

- ・ 制作物に掲載される人物は、本人の肖像権許諾を得ているものであること。

7 権利の帰属等

(1) 著作権の帰属

- ・ 本業務で制作する成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含み、これに限らない。）は、組織委員会に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。
- ・ 組織委員会は、当該成果物の内容を受託者の許可なく自由に公表することができる。
- ・ 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、組織委員会が当該成果物を利用目的実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意するものとする。
- ・ 受託者は、組織委員会及び組織委員会が指定する第三者に対して、本業務で作成する成果物に関する著作者人格権（公表権、同一性保持権、氏名表示権）を一切行使せず、また第三者がかかる権利を行使しないよう受託者の責任と負担の下で権利処理を行うものとする。

(2) 権利処理

- ・ 本業務の成果物に使用される文芸、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権その他一切の権利及びカメラマン、デザイナー、アートディレクター、コピーライターその他本業務に関与する全ての者に関する権利の処理は、全て受託者の責任と負担で行い、本業務の成果物の著作権が何ら問題を生ずることなく完全な状態で組織委員会に帰属するよう措置するものとする。
- ・ 関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。
- ・ 委託期間に関わらず、今後、本業務のために制作されたイラスト、デザイン、撮影された写真等の素材データの行使に関するあらゆる二次使用料については、委託金額に含まれるものとする。万一、関係者その他第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

8 その他

仕様書に定めのない事項については、受託者と組織委員会とで協議を行うものとする。